



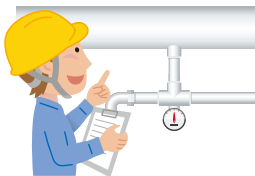
下水道施設の維持管理

下水には生活又は事業によって発生する「汚水」と「雨水」があります。今回は下水道施設の維持管理のうち、「汚水中継ポンプ場」と「雨水施設」の維持管理についてご紹介します。

【汚水中継ポンプ場】

那覇市の汚水のほとんどは自然流下で沖縄県が管理する汚水処理場（那覇浄化センター）へ流れていきますが、小禄地域については地形上、自然流下で汚水処理場に流すことができない地域があります。その場合に必要なのが汚水中継ポンプ場であり、現在2箇所あります。

図で示した小禄地域の一部の汚水は一旦ポンプ場を経由して自然流下が可能で位置まで汚水を圧送します。このようにポンプ場は公共下水道にとって重要な施設であることから、定期的に保守点検を行う必要があります。ポンプ設備の点検は、主に汚水管から流れてきた不純物（水に溶けないもの）の除去、ポンプ機械周りの点検や清掃、計器に異常がないかの確認を行っています。



汚水中継ポンプ場の位置と流入範囲



圧送ポンプ



圧送ポンプ、配管、バルブ点検作業の様様

タオルや水に溶けない紙類などが流れてくるとポンプが詰まり、故障等の原因になりますので、利用者の皆様におかれましては、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。



【雨水施設】

雨水を排出するための「雨水施設」の維持管理は大きく分けて、「清掃」と「修繕」があります。

1. 清掃業務：除草及びスクリーン清掃

排水路内に生えた草木が、雨水の流れを阻害しないよう、必要に応じて除草を行い機能を維持しています(写真①)。また、排水路にはスクリーンと呼ばれる、格子状の間仕切りが設けられている箇所があります。スクリーンは、開渠から暗渠になる箇所などに設けられ、安全対策及びゴミ除去を目的としています。スクリーンに付着したゴミが流れを阻害するため、定期的に清掃を行っています(写真②)。

写真①



写真②



2. 修繕業務：雨水施設の修繕

下の写真③は、錆びが生じ危険な状態の転落防止柵です。このように排水路に設置した柵の修繕のほか、上下水道局の管理する雨水施設の修繕を行っています。

修繕工事の際は交通規制などを伴う場合がありますので、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

写真③



【お問い合わせ】 下水道課 TEL : 941-7808